公開買付説明書

2026年11月

シップヘルスケアホールディングス株式会社

(対象者：株式会社チャーム・ケア・コーポレーション)

公 開 買 付 説 明 書

本説明書により行う公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は法第 27 条の９の規定により作成されたものであります。

本説明書においては、本公開買付けに関してシップヘルスケアホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が 2026 年 11 月９日付で関東財務局長に対して提出した公開買付届出書に記載された事項（公開買付開始公告に記載すべき事項を除きます。）を省略しております。本説明書に記載されている事項のほか、本公開買付けに関する具体的事項については、本公開買付けに係る公開買付届出書をご参照ください。

本公開買付けに係る公開買付届出書の内容は、金融庁の電子開示システム（EDINET）において閲覧することができます。閲覧方法は以下のとおりです。

① 下記の URL より金融庁の電子開示システム（EDINET）へアクセス

https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/

② 「書類簡易検索」画面において、提出者名（シップヘルスケアホールディングス株式会社）または EDINET コード（E03450）を入力、書類種別「その他の書類種別」を選択の上、「検索」を押下

③ 表示される検索結果の中から、提出書類「公開買付届出書」を選択

公開買付者の名称　　シップヘルスケアホールディングス株式会社
公開買付者の所在地　大阪府吹田市春日３丁目20番８号

１．公開買付けの目的

公開買付者は、2026年11月９日現在、株式会社チャーム・ケア・コーポレーション〈以下「対象者」といいます。〉の筆頭株主で公開買付者の完全子会社である株式会社エス・ティー・ケー（以下「エス・ティー・ケー」といいます。）を通じて、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）9,600,000株（所有割合（注１）29.33%）を間接所有しており、対象者を持分法適用関連会社としております。なお、公開買付者は、対象者株式を直接所有しておらず、また、エス・ティー・ケー以外の者を通じて間接保有しておりません（注２）。

（注１）所有割合とは、対象者が2026年11月６日に公表した「2027年６月期第１四半期　決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2026年９月30日現在の発行済株式総数（32,712,000株）から、対象者決算短信に記載された2026年９月30日現在対象者の所有する自己株式数（30,640株）より、対象者が2026年10月27日を払込期日として対象者の取締役４名に対して譲渡制限付株式として自己株式処分により付与した対象者株式の数(10,400株)を差し引いた自己株式数(20,240株)を控除した株式数（32,691,760株）に、対象者より報告を受けた2026年９月30日現在残存し行使可能な下記「２．公開買付けの内容」の「(2) 買付け等を行う株券等の種類」に記載の第１回新株予約権乃至第４回新株予約権（以下総称して「本新株予約権」といいます。）2,144個の目的となる対象者株式の数（41,720株）（注３）を加算した株式数（32,733,480株）（以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。）に占める割合（なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。以下、所有割合の記載について他の取扱いを定めない限り同じです。

（注２）公開買付者は、エス・ティー・ケーより、その所有する対象者株式の全て（所有株式数9,600,000株（所有割合29.33%））について、本公開買付けに応募しない意向であることを確認しております。

（注３）対象者から報告を受けた2026年９月30日現在残存する本新株予約権の内訳は以下のとおりです。

本新株予約権の名称	個数	目的となる対象者株式の数
第１回新株予約権	367個	14,680株
第２回新株予約権	449個	8,980株
第３回新株予約権	478個	9,560株
第４回新株予約権	850個	8,500株
合計	2,144個	41,720株

今般、公開買付者は、2026年11月６日開催の取締役会において、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、公開買付者がエス・ティー・ケーを通じて間接所有している対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）及び本新株予約権の全てを取得し、対象者を完全子会社化することを目的とする一連の取引の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

２．公開買付けの内容

(1) 対象者の名称

株式会社チャーム・ケア・コーポレーション

(2) 買付け等を行う株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

（ⅰ）2017年９月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第１回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）（以下「第１回新株予約権」といいます。）（行使期間は2017年11月１日から2047年10月31日まで）

（ⅱ）2018年９月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第２回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）（以下「第２回新株予約権」といいます。）（行使期間は2018年11月１日から2048年10月31日まで）

（ⅲ）2019年９月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第３回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）（以下「第３回新株予約権」といいます。）（行使期間は2019年11月１日から2049年10月31日まで）

（ⅳ）2020年９月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第４回新株予約権（株式報酬型ス

トック・オプション）（以下「第４回新株予約権」といいます。）（行使期間は2020年10月31日から2050年10月30日まで）

(3) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

2026年11月９日（月曜日）から2026年12月21日（月曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

③ 期間延長の確認連絡先

該当事項はありません。

(4) 買付け等の価格

① 普通株式１株につき、金1,970円

② 新株予約権

（ⅰ）第１回新株予約権１個につき、金１円

（ⅱ）第２回新株予約権１個につき、金１円

（ⅲ）第３回新株予約権１個につき、金１円

（ⅳ）第４回新株予約権１個につき、金１円

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	23,091,760（株）	12,194,500（株）	―（株）
合計	23,091,760（株）	12,194,500（株）	―（株）

（注１）本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数（本公開買付けに応募された本新株予約権の目的となる対象者株式の数を含みます。以下同じとします。）が買付予定数の下限（12,194,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注２）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、潜在株式勘案後株式総数（32,733,480株）から、2026年11月９日現在公開買付者が間接的に所有する対象者株式の数（9,600,000株）及び本公開買付けに不応募とする旨が合意又は確認されている本新株予約権の全て（2,144個）の目的となる対象者株式の数41,720株を控除した株式数（23,091,760株）になります。

（注３）単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注４）本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（注５）公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

(6) 応募の方法及び場所

① 公開買付代理人

大和証券株式会社　　東京都千代田区丸の内一丁目９番１号

② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、以下の（ⅰ）又は（ⅱ）の手続に従って、応募してください。

（ⅰ）オンライントレード（公開買付代理人に口座をお持ちのお客様専用のオンラインサービス）にて公開買付期間末日の16時までに手続を行ってください。

オンライントレードによる応募（https://www.daiwa.jp/onlinetrade/）には、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座におけるオンライントレードのご利用申込（注）が必要です。

なお、オンライントレードによる応募は個人の場合に限り、法人の場合はご利用いただけません。また、オンライントレードでは単元株のみ申込可能です。単元未満株を含めてお申込みの場合は、公開買付代理人の本店又は全国各支店（以下、公開買付代理人にて既に口座をお持ちの場合には、お取引支店といたします。）での受付になります。

（注）　オンライントレードのご利用には、お申込みが必要です。
・ダイワ・カードをお持ちの場合：オンライントレードのログイン画面より新規申込を受付しております。お申込日の翌営業日からご利用いただけます。
・ダイワ・カードをお持ちでない場合：お取引支店又は大和証券コンタクトセンターまでご連絡ください。

（ⅱ）郵送若しくは公開買付代理人の本店又は全国各支店での応募受付をご希望される場合（オンライントレードによる応募をご利用できない場合を含みます。）においては、所定の公開買付応募申込書に所要事項を記載し、公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込書を郵送又は来店の上、公開買付期間末日の16時までに応募してください。ただし、郵送の場合は、公開買付応募申込書が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。また、本店又は全国各支店によって営業時間が異なりますので、あらかじめご確認の上、応募してください。
※　公開買付代理人では、サービス品質向上のため、ご来店の際は事前のご予約をお願いしております。詳しくは、公開買付代理人のホームページ（https://www.daiwa.jp/seminar/collect/store_consult/）をご確認ください。

③　本公開買付けに係る株券等の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」といいます。）に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

④　本公開買付けに係る本新株予約権の応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、新株予約権者の請求により対象者から発行される「譲渡承認通知書」、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求により対象者又は名簿管理人から発行される「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名簿書換えの請求に必要な書類を、それぞれ公開買付代理人にご提出いただく必要があります。

⑤　応募の際に個人番号（法人の場合は法人番号）及び本人確認書類が必要となる場合があります。（注１）（注２）

⑥　外国の居住者である株主等（法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。）。

⑦　個人の株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注３）

⑧　対象者の株主名簿管理人である三井住友信託銀行に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続（応募株主等口座への振替手続）については、公開買付代理人にご相談いただくか、又は口座管理機関である三井住友信託銀行にお問い合わせください。（注４）

（注１）　本人確認書類について
公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、次の個人番号及び本人確認書類が必要になります（法人の場合は、法人番号及び法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引にあたる担当者（取引担当者）」についての本人確認書類及び取引担当者が当該法人のために取引の任にあたっていることの確認が必要になります。）。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。
・個人の場合
下記、Ａ～Ｃいずれかの書類をご提出ください（店頭での口座開設の場合は、本人確認書類の原本のご提示が必要になります。郵送での口座開設の場合は、本人確認書類のコピー（ただし、「住民票の写し」は原本）をご提出ください。）。

	個人番号確認書類	本人確認書類
A	個人番号カード（裏）	個人番号カード（表） ※郵送又はオンライン経由での口座開設の場合は、「個人番号カード（表）」に加えて、ａ又はｂのうち、いずれか１種類
B	通知カード	ａのいずれか１種類、又はｂのうち２種類（ただし、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」で２種類とすることはできません。） ※郵送又はオンライン経由での口座開設の場合はａ又はｂのうち、いずれか２種類（ただし、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」で２種類とすることはできません。）
C	個人番号記載のある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書	ａ又はｂのうち、「住民票の写し」「住民票の記載事項証明書」以外の１種類

ａ　顔写真付の本人確認書類
・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
パスポート（住所記載欄のない新型パスポート（2020年２月４日以降に発給申請し交付されたパスポート）は、本人確認書類としてご利用いただけません。別途本人確認書類のご用意をお願いいたします。）、運転免許証、運転経歴証明書、各種福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書

ｂ　顔写真のない本人確認書類
・発行から６ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書
・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、各種福祉手帳等

・法人の場合
下記Ａ～Ｃの確認書類をご提出ください。

A	法人番号確認書類	・法人番号指定通知書又は ・法人番号印刷書類
B	法人のお客様の本人確認書類	・登記事項証明書又は ・官公庁から発行された書類等 （名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容を確認できるもの）
C	お取引担当者の本人確認書類	・個人番号カード（表）又は ・上記個人の場合の本人確認書類（ａのいずれか１種類、又はｂのうち２種類）

・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合
日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等（自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容の記載のあるものに限ります。）

（注２）　取引関係書類の郵送について
本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。

（注３）　株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について（個人の株主等の場合）
個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡には、申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（注４）　特別口座からの振替手続
上記③に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主等口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

(7) 買付け等の決済をする金融商品取引業者又は銀行等の名称
大和証券株式会社　　東京都千代田区丸の内一丁目９番１号

(8) 決済の開始日
2026年12月28日（月曜日）

(9) 決済の方法及び場所

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

(10) 株券等の返還方法

下記「(11) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第４項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主等口座の状態に戻すことにより返還いたします。

(11) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第４項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(12,194,500株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（12,194,500株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第１項第１号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第３号イ乃至チ及びヌ、第５号に関する発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第26条第４項第４号、第５号及び第７号に定める事項並びに同条第２項第３号乃至第６号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。令第14条第１項第３号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の６第１項第１号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第１項に定める行為を行った場合には、府令第19条第１項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、以下の手続により、契約の解除を行ってください。

オンライントレード（公開買付代理人に口座をお持ちのお客様専用のオンラインサービス）で応募された契約の解除は、オンライントレード上の操作又は解除書面の交付若しくは送付により行ってください。オンライントレード上の操作により契約を解除する場合は、当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の16時までに解除手続を行ってください。

なお、オンライントレード取扱銘柄については、お取引支店で応募された契約の解除も、オンライントレード上の操作による解除手続を行うことが可能です。ただし、単元未満株を含めて契約の解除をお申込みの場合は、お取引支店での受付になります。

郵送若しくは公開買付代理人の本店又は全国各支店で契約を解除する場合は、所定の解除書面に所要事項を記載し、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面を郵送又は来店の上、公開買付期間末日の16時までに契約を解除してください。ただし、郵送の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。また、本店又は全国各支店によって営業時間が異なりますので、あらかじめご確認の上、解除してください。なお、オンライントレードで応募された契約の解除も、解除書面の郵送又は来店による解除手続を行うことが可能です。

※ 公開買付代理人では、サービス品質向上のため、ご来店の際は事前のご予約をお願いしております。詳しくは、公開買付代理人のホームページ（https://www.daiwa.jp/seminar/collect/store_consult/）をご確認ください。

解除書面を受領する権限を有する者：
大和証券株式会社　　東京都千代田区丸の内一丁目９番１号
（その他の大和証券株式会社全国各支店）

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに上記「(10) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤　買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の６第１項及び令第13条第２項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥　訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第27条の８第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして府令第24条第６項第１号又は第３号で定める場合を除き、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦　公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第９条の４及び府令第30条の２に規定する方法により公表します。

⑧　その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付け等に関する書類（その写しを含みます。）を、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

３．公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所
シップヘルスケアホールディングス株式会社
（大阪府吹田市春日３丁目20番８号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町２番１号）

以上

【公開買付者に係る事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移】

【事業の内容】

公開買付者グループは、公開買付者、連結子会社51社及び関連会社（持分法適用会社）５社（2026年３月31日現在）により構成されており、医療・保健・福祉・介護・サービスの分野を事業ドメインとして設定し、現在、これらの領域において、トータルパックプロデュース事業（医療機器及び医療設備等の一括受注販売及びメンテナンス、医療・保健・福祉・介護施設等に関するコンサルティング、医療機関等に対する不動産賃貸等）、メディカルサプライ事業（診療材料及び医療機器等の販売）、ライフケア事業（老人ホーム・グループホーム等の運営、食事提供サービス業務、リハビリ支援業務）、調剤薬局事業（調剤薬局の運営）を主要事業として展開しております。

なお、公開買付者は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

(1) トータルパックプロデュース事業

トータルパックプロデュース事業におきましては、医療機関等の新設、移転新築及び増改築、医療機器の購入等のニーズに対して、企画運営・医療設備コンサルティング、医療機器・医療設備等の販売及びメンテナンス、設備工事、その他の業務を一括受注することにより、総合的なサービスを提供する事業展開を行っております。また、医療ガス配管設備や手術室内装、手術用無影灯、リハビリ機器、特殊浴槽等の製造・工事及びメンテナンス、医療情報システムの開発販売及び保守、医療機関等の要望に応じた不動産賃貸業務、理化学・環境機器等の販売、動物病院の運営、警備・セキュリティサポート事業、建物総合管理事業、医療・介護施設向けカーテンリース・販売事業、リフォーム事業等を行っております。

(2) メディカルサプライ事業

メディカルサプライ事業におきましては、医療施設に対する診療材料・医療機器等の販売を行っております。通常のルート営業による販売の他、院外ＳＰＤシステム（院内物流代行システム）による販売、整形及び循環器関連等専門領域の医療機器材料の販売を行っております。また、診療材料・医薬品等の物品管理業務、洗浄・滅菌業務、保守点検業務等のＳＰＤセンター関連業務受託も行っております。

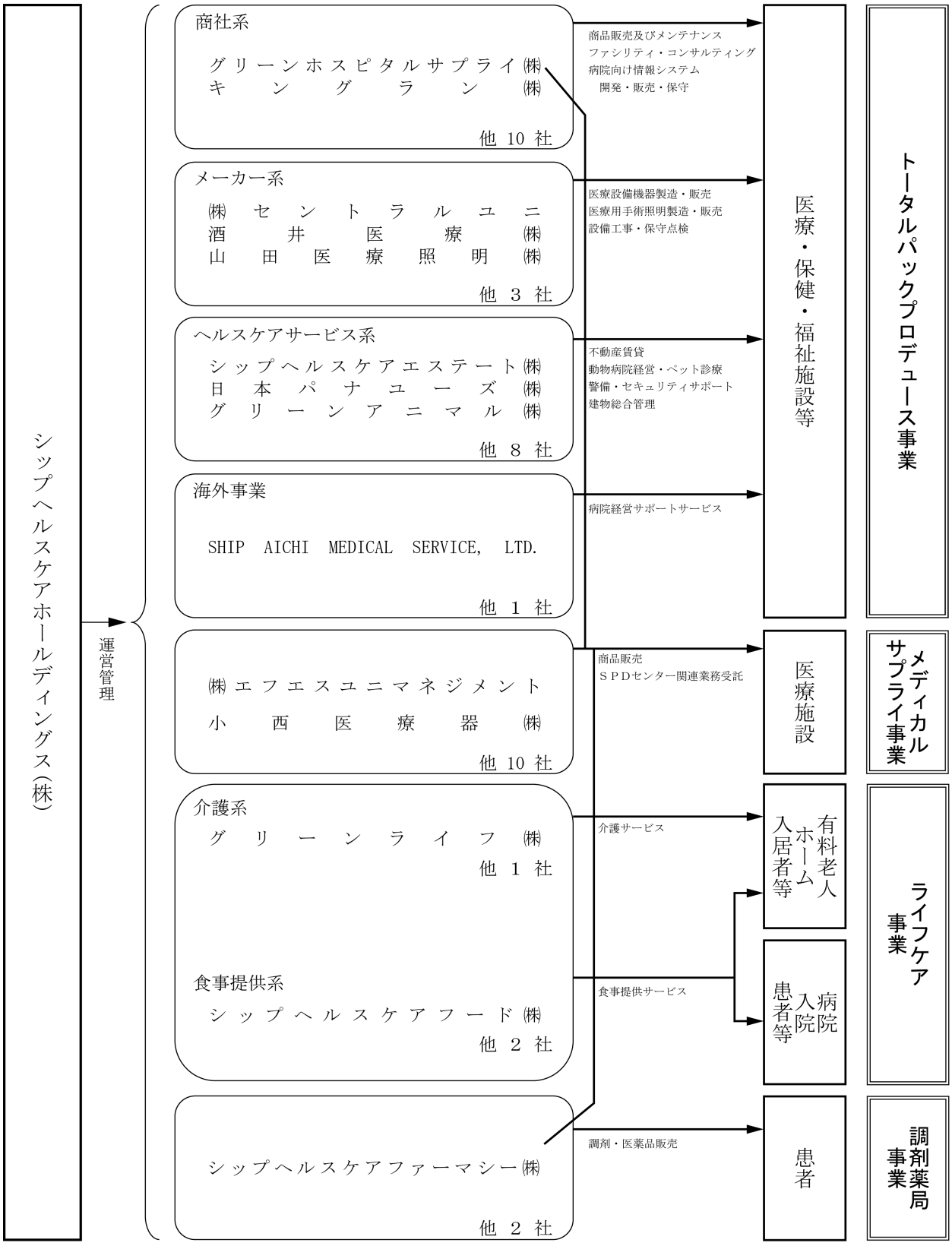
(3) ライフケア事業

ライフケア事業におきましては、老人ホーム及びグループホーム、小規模多機能施設等の運営、食事提供サービス業務、デイサービス・パワーリハビリ施設の運営及び支援業務を行っております。

(4) 調剤薬局事業

調剤薬局事業におきましては、調剤薬局の運営を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第30期	第31期	第32期	第33期	第34期
決算年月		2022年３月	2023年３月	2024年３月	2025年３月	2026年３月
売上高	(百万円)	514,353	572,285	630,988	678,229	718,163
経常利益	(百万円)	21,287	20,607	25,219	26,023	26,331
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	12,172	12,063	13,799	15,128	13,394
包括利益	(百万円)	11,061	13,433	15,374	13,988	12,859
純資産	(百万円)	122,318	131,115	142,226	150,280	152,428
総資産	(百万円)	335,074	381,977	387,562	381,702	385,109
１株当たり純資産額	(円)	1,253.73	1,357.05	1,478.82	1,580.05	1,641.74
１株当たり当期純利益	(円)	129.01	127.85	146.26	160.34	144.19
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	117.01	115.92	―	―	―
自己資本比率	(%)	35.3	33.5	36.0	39.1	39.2
自己資本利益率	(%)	10.6	9.8	10.3	10.5	8.9
株価収益率	(倍)	15.4	19.1	14.4	12.5	16.6
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	12,428	14,105	31,609	20,384	22,078
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△3,870	△6,774	△7,202	△4,025	△2,075
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△8,842	△1,022	△20,482	△24,622	△16,334
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	72,804	79,020	83,128	74,857	78,604
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	6,943 〔6,408〕	8,046 〔8,349〕	7,793 〔8,995〕	7,805 〔8,982〕	7,819 〔8,113〕

(注) １．2024年３月期、2025年３月期及び2026年３月期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．2025年３月期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、2024年３月期の関連する主要な経営指標等について、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(2) 公開買付者の経営指標等

回次		第30期	第31期	第32期	第33期	第34期
決算年月		2022年３月	2023年３月	2024年３月	2025年３月	2026年３月
営業収益	（百万円）	8,075	8,064	8,913	7,815	8,261
経常利益	（百万円）	6,270	6,494	7,197	5,938	6,194
当期純利益	（百万円）	6,173	6,281	6,822	5,729	5,442
資本金	（百万円）	15,553	15,553	15,553	15,553	15,553
発行済株式総数	（株）	101,669,400	101,669,400	101,669,400	101,669,400	94,350,134
純資産	（百万円）	48,634	52,547	56,865	57,321	52,205
総資産	（百万円）	83,219	95,424	102,150	115,277	112,781
１株当たり純資産額	（円）	515.46	556.94	602.71	607.54	567.34
１株当たり配当額 （内、１株当たり中間配当額）	（円）	41 （－）	42 （－）	50 （－）	58 （－）	60 （－）
１株当たり当期純利益	（円）	65.43	66.58	72.31	60.73	58.58
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	（円）	59.27	60.29	－	－	－
自己資本比率	（％）	58.4	55.1	55.7	49.7	46.3
自己資本利益率	（％）	12.7	12.4	12.5	10.0	9.9
株価収益率	（倍）	30.4	36.6	29.1	33.0	40.9
配当性向	（％）	62.7	63.1	69.2	95.5	102.4
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	（名）	19 〔12〕	21 〔12〕	23 〔12〕	22 〔11〕	21 〔9〕
株主総利回り （比較指標：配当込みTOPIX）	（％）	65.2 （102.0）	81.0 （107.9）	71.9 （152.5）	70.6 （150.2）	85.2 （202.2）
最高株価	（円）	3,140.0	2,908.0	2,555.0	2,504.0	2,839.0
最低株価	（円）	1,984.0	1,949.0	2,021.0	1,880.0	1,759.0

（注）１．2024年３月期の１株当たり配当額50円には、記念配当５円を含んでおります。
２．最高株価及び最低株価は、2022年４月３日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年４月４日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
３．2024年３月期、2025年３月期及び2026年３月期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

【主要な経営指標等の推移】

（１）連結経営指標等

回次		第 38 期	第 39 期	第 40 期	第 41 期	第 42 期
決算年月		2022 年６月	2023 年６月	2024 年６月	2025 年６月	2026 年６月
売上高	（百万円）	29,071	37,887	47,829	46,673	49,079
経常利益	（百万円）	2,501	4,633	5,817	4,024	5,514
親会社株主に帰属する当期純利益	（百万円）	2,951	3,206	4,276	2,936	4,047
包括利益	（百万円）	2,974	3,218	4,276	2,941	4,112
純資産額	（百万円）	12,458	15,135	18,706	20,678	23,040
総資産額	（百万円）	37,355	43,304	47,339	52,414	52,810
１株当たり純資産額	（円）	380.44	462.34	571.74	631.92	703.96
１株当たり当期純利益	（円）	90.50	98.28	130.97	89.89	123.87
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	90.33	98.10	130.79	89.77	123.72
自己資本比率	（%）	33.2	34.8	39.4	39.4	43.6
自己資本利益率	（%）	25.1	23.3	25.3	14.9	18.5
株価収益率	（倍）	10.6	13.2	11.7	14.4	10.7
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	3,945	496	10,534	3,731	7,300
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△2,857	△2,242	△1,668	△8,509	△1,370
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△87	1,618	△3,039	1,282	△4,961
現金及び現金同等物の期末残高	（百万円）	6,941	6,813	12,640	9,149	10,118
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数)	（人）	1,859 (602)	1,996 (809)	2,025 (818)	2,261 (1,060)	2,546 (1,056)

（注）１．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号　2020 年３月 31 日）等を第 38 期の期首から適用しており、第 38 期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

２．第 39 期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。
なお、比較を容易にするため、第 38 期についても百万円単位で表示しております。

（２）対象者の経営指標等

回次		第38期	第39期	第40期	第41期	第42期
決算年月		2022年６月	2023年６月	2024年６月	2025年６月	2026年６月
売上高	（百万円）	26,975	35,005	44,547	41,865	43,900
経常利益	（百万円）	2,628	4,625	5,750	4,770	5,589
当期純利益	（百万円）	2,283	3,292	4,325	3,581	4,340
資本金	（百万円）	2,759	2,759	2,759	2,759	2,759
発行済株式総数	（株）	32,712,000	32,712,000	32,712,000	32,712,000	32,712,000
純資産額	（百万円）	11,872	14,627	18,247	20,887	23,573
総資産額	（百万円）	35,602	42,227	46,133	51,649	52,250
１株当たり純資産額	（円）	362.46	446.76	557.68	638.30	720.25
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	17.00 （－）	22.00 （－）	30.00 （－）	34.00 （－）	43.00 (20.00)
１株当たり当期純利益	（円）	70.01	100.91	132.47	109.65	132.83
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	（円）	69.88	100.73	132.28	109.51	132.66
自己資本比率	（％）	33.2	34.5	39.5	40.4	45.0
自己資本利益率	（％）	19.9	24.9	26.4	18.3	19.6
株価収益率	（倍）	13.7	12.8	11.6	11.8	10.0
配当性向	（％）	24.3	21.8	22.7	31.0	32.4
従業員数 （ほか、平均臨時雇用者数）	（人）	1,695 (534)	1,815 (545)	1,826 (545)	1,994 (545)	2,250 (550)
株主総利回り	（％）	81.1	110.6	132.9	116.0	122.2
（比較指標：配当込みTOPIX）	（％）	(98.6)	(123.9)	(155.6)	(162.0)	(232.1)
最高株価	（円）	1,906	1,374	1,717	1,670	1,457
最低株価	（円）	916	915	1,039	1,106	1,029

（注）１．最高株価及び最低株価は、2022年４月３日までは東京証券取引所市場第一部、2022年４月４日より東京証券取引所プライム市場におけるものであります。

２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を第38期の期首から適用しており、第38期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

３．第39期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。
なお、比較を容易にするため、第38期についても百万円単位で表示しております。